

令和8年2月通常会議 施設常任委員会

議案第43号

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について



くらし 支えるパートナー

大津市企業局

令和8年3月16日
企業経営部企業総務課

大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会の概要

項目	内容
設置規定	大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例第4条の4(令和4条例41・追加)
目的	浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業を実施するために必要な事項について審査等を行うため
定数	5人以内
委員構成	学識経験者 4人
報酬及び費用弁償	報酬 : 日額9,800円(市職員委員を除く) 費用弁償: 大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第20号)の規定を準用する

条例改正の概要

1【改正理由】

浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業（以下「事業」という。）を実施するために設置した大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会について、事業を実施する事業者の選定及び選定手続きに必要な事項の審査等が終了したため、委員会の設置規定である大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例第4条の4を削除する必要性が生じた。

2【改正内容】

第4条の4を削り、第4条の5を第4条の4とする。

3【施行期日】

公布日

